

兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第22号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

人事委員会訓令	ページ
○ 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令	1

人事委員会訓令

兵庫県人事委員会訓令第1号

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

兵庫県人事委員会
委員長 青山善敬

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令

人事委員会決裁規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第36号を削り、第37号から第43号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第1項第2号中「40」を「39」に改め、第58号を削り、第59号から第61号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。